

各 都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「ICT導入支援事業 Q&A（令和3年度 Ver.1）」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業につきましては、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」（令和3年3月30日老高発0330第1号、老認発0330第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）の別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施しています。今般、事業実施の参考としていただくため、別紙のとおり「ICT導入支援事業 Q&A（令和3年度 Ver.1）」としてまとめましたので、事業実施にあたって参考にさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局振興課

生産性向上担当 秋山、石内、和田

電話番号：03-5253-1111（内線3937）

FAX 番号：03-3503-7894

E-mail：kaigoseisansei@mhlw.go.jp

【対象期間】

問1

年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。

(答)

リースの場合(歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合)には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問2

毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのか、それとも「3月末まで」が対象か。

(答)

実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の3月末までの経費が対象となる。

問3

介護ソフトの5年間の使用权(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。

(答)

使用权(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

問4

都道府県が補助決定するより前に購入した介護ソフト等も、補助の対象か。

(答)

実際に補助決定する時期は都道府県の運用方法により異なることが想定される。本事業が現場で広く活用されるためにも、年度内であれば遡って補助対象とする等、柔軟な対応をして差し支えない。

## 【対象事業所】

### 問5（R3年度修正）

ICTの整備状況により、対象となる事業所に違いはあるか。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的としている。過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、既に転記不要（一気通貫）を実現しており、さらなる負担軽減を図る目的で、本事業の活用を申請する事業所も想定されるが、補助対象事業所の決定にあたっては、本事業の趣旨を踏まえて、優先順位を付ける等、適切に対応願いたい。

### 問6（R3年度修正）

過去に本事業を活用した事業所や、既に他の補助金等により介護ソフト等の導入実績がある事業所が、補助の申請をすることは可能か。また、その場合の職員数区分の考え方如何。

（答）

問5で示した本事業の目的に照らし、より多くの事業所での導入を目指す観点から、原則として1事業所が受けられる補助は1回とすることを想定しており、特定の事業所に支援が集中することがないように留意願いたい。ただし、都道府県で想定する枠に余裕があり、当該事業所がそれまで受けた補助金の合計額が申請年度の基準額の範囲内であれば、複数回の申請を妨げるものではない。その場合の補助上限額は、申請年度の基準額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額となる。職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定することとなる。

また、他の補助金や自己財源等により既に介護ソフトを導入している事業所からの申請があった場合においても、より多くの事業所での導入を目指す観点から、従来使用している機器・介護ソフト等と機能面から比較しつつ導入の有効性を検証し、支援事業所の優先順位を付ける等、適切に対応することが望ましい。

なお、補助対象となるのは、申請年度に導入した機器・介護ソフト等のインシヤルコストと当該年度のランニングコスト（リース、保守、サポート費用等）であり、本事業や他の補助金等により過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象とならない。

### 問7（R3年度修正）

対象事業所は「介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）」とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所や共生型サービスの指定を受けた事業所も対象として良いのか。

（答）

介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。一方、共生型サービスの指定を受けた事業所は、本事業の対象となる。

なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業所等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。

問 8 (R3 年度修正)

同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した 1 事業所として計 2 事業所として計算すべきか。それとも併設されているので 1 事業所とすべきか。

(答)

指定ごとに 1 事業所としてカウントするため、併設されている場合は 2 事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2 つの事業所を対象に補助をした目的に反するような運用にならないよう、導入計画を精査する等によりご確認いただきたい。

問 9

市直営の地域包括支援センターが介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。

(答)

市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることについては差し支えない。

ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることは想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。

問 10 (R3 年度追加)

対象事業所の選定にあたり、業務改善に取り組む事業所を認証する都道府県独自の認証制度の取得を要件にしてもよいのか。

(答)

認証制度を活用し、業務改善に取り組む事業所へのインセンティブとすることは有効な取組と認識している。一方、本事業は、問 5 で示すように、まだ取組みが進んでいない事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することができるようにするものであり、補助対象事業所を認証事業所に限定することは、ICT の導入を検討する事業所にとってハードルになる恐れがある。対象事業所の選定にあたっては制度の趣旨に合致するかという観点で慎重に検討されたい。

【要件、補助対象経費等】

問 11

1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、転記不要（一気通貫）にすることによりサービス利用表（提供表）が見つらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、転記不要（一気通貫）の要件は必要となるか。

（答）

包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を転記不要（一気通貫）とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に転記不要（一気通貫）の要件を求めないものとする。

なお、業務効率化の観点から、可能な限り、転記不要（一気通貫）となる（転記が不要となる）介護ソフトの導入を検討されたい。

問 12（令和3年度修正）

本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）と関係ない業務に利用することは可能か。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。本事業により導入したタブレット端末は、本来は転記不要（一気通貫）のために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、転記不要（一気通貫）が実現できていれば、本事業により事業所の負担軽減に資するバックオフィスを導入することは可能であるので、事業所のICT導入の状況を適宜ご確認願いたい。確認にあたっては、本事業の導入効果報告の項目も参考にされたい。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、本事業で導入されたタブレット端末にオンラインソフト用のソフトウェアを本事業で併せて導入する等によりオンライン面会に利用して差し支えないが、事業所の負担軽減という主目的と照らして過度な機能追加とならないよう、留意されたい。

問 13

本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、転記不要（一気通貫）とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、Wi-Fiの設置工事について補助することは可能か。

（答）

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要（一気通貫）になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。そのため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象とならない。本事業の活用を検討する事業者に対しては、事業の趣旨をご説明いただき、転記不要（一気通貫）を実現する事業所が少しでも増えるよう、ご配慮願いたい。

問 14

要件の（3）に「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP 型の介護ソフト）は補助対象となるか。

（答）

対象となる。

問 15（R3 年度追加）

オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。

（答）

本事業の補助対象となるタブレット端末等については、訪問先でデータの入力を行う等、持ち運んで使用するものを想定している。そのため、補助対象経費として、「事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。」としており、サーバー機は対象とならない。

問 16（R3 年度修正）

介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、ケアプラン標準仕様導入の要件は対象外ということで良いか。

※ケアプラン標準仕様・・・居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様（令和 2 年 3 月 26 日）

（答）

ケアプラン標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、必ずしもケアプラン標準仕様を実装した介護ソフトでなくても差し支えない。

問 17

転記不要（一気通貫）の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に転記不要（一気通貫）になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。

（答）

お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。

なお、実施要綱 3（1）に記載のとおり、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により転記不要（一気通貫）となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。

問 18 (R3 年度追加)

3. 要件等 (4) に規定する「研究開発品」の考え方如何。

(答)

この規定は、本事業により補助する介護ソフトについての考え方を示したものであり、本事業による補助により研究開発を行うことがないよう規定したものである。

そのため、事業所において独自開発した介護ソフトの使用を制限したものではない。独自開発した介護ソフトを使用する導入計画については、「3. 要件等 (3)」により、「既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合」と同様に扱われたい。

一方で、導入した介護ソフトや端末は、安定して動作する必要があるため、独自開発した介護ソフトを使用する導入計画となっている場合であっても、その機能や安定性を確認するとともに、不具合が発生した時のサポート体制や保証等、安定して動作し、事業の目的を達成することができることを確認した上で補助決定するようお願いする。

問 19 (R3 年度修正)

本事業によって導入する介護ソフトの改修状況により、ケアプラン標準仕様や LIFE の CSV 連携標準仕様が申請時点で実装されていない場合はどのように対応するか。

※ケアプラン標準仕様・・・居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様 (令和 2 年 3 月 26 日)

※LIFE の CSV 連携標準仕様・・・科学的介護情報システム (LIFE) と介護ソフト間における CSV 連携の標準仕様について (令和 3 年 3 月 18 日)

(答)

ケアプラン標準仕様の実装は、転記不要 (一気通貫) のために有効であり、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等が本事業により介護ソフトを導入するにあたって必須の項目として規定している。また、LIFE の CSV 連携標準仕様については、科学的介護情報システム (LIFE) の活用にあたり介護事業所の負担軽減を図るために有効であり、補助上限額を 3/4 を下限とする区分の要件として規定している。

どちらの標準仕様についても、現時点で一定程度、介護ソフトへの実装が進んでいることは確認しているが、まだ改修途中の介護ソフトもあると承知している。そのため、各介護事業所における導入予定時期に実装が間に合わないことが想定される。その場合は、各ベンダーによる標準仕様への対応予定を示すカタログ等の資料により確認する等、現実的な方法で早期に交付決定して差し支えない。仮に年度内の実装が間に合わない場合においても、次年度中の報告をもって可とし、補助金の返還を要さない等、柔軟な取扱いをお願いする。

問 20

既に転記不要 (一気通貫) となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる転記不要 (一気通貫) のために介護ソフトを購入する場合 (音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等) は対象としても良いか。

(答)

差し支えない。

問 21

親会社から子会社への販売等、関連法人の間で販売されるソフトウェアは、本事業の補助対象となり得るか。

(答)

関連法人であっても、法人格が異なる法人の間で販売やリース等を含む契約が発生するのは、本事業の補助対象と考えて差し支えない。なお、同一法人内でソフトウェアを提供していて、他の事業所に対して一般販売をしており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になり得るが、当該事業所の職員がソフトウェア販売やサポート業務等を担っていたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、対象とするのは適当ではない。また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるソフトウェアの開発に要する経費は対象とならない。

問 22 (R3 年度追加)

導入計画の作成を必須にした趣旨如何。

(答)

事業所の業務改善を行い、従業者の負担軽減を実現するためには、ICT の導入を含めた業務全体の計画的な見直しが必要である。そのため、補助要件としても「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や「居宅サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 1.1」(厚生労働省老健局振興課・平成28年度)を参考に、ICT を活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。」としているところである。本事業を効果的に活用して、介護現場の生産性向上に繋げるためには、計画的な取組みが欠かせないものであるため、導入計画の作成を必須としたものである。なお、導入計画の様式は定めていないため、適宜検討されたい。

【補助率】

問 23

補助率を都道府県の判断で設定できるようにした趣旨如何。

(答)

本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が転記不要(一気通貫)になっていない介護事業所が ICT を導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。イニシャルコストが高額であることが理由で導入に躊躇している介護事業所も少なくないことから、地域の実態やニーズを踏まえて都道府県が柔軟に補助率を設定することができるようにしたものである。趣旨をご理解いただき、昨年度の補助率(1/2 定率)にとらわれず、事業所負担軽減に積極的に取り組んでいただくよう、願います。



問 24 (R3 年度追加)

補助率を 1/2 を下限にする区分と 3/4 を下限にする区分に分けた趣旨如何。

(答)

本事業は、ICT を活用して現場の負担軽減を図るものであり、特にデータ連携を実現することは、事業所の負担軽減に寄与することが、調査研究で検証されている。そのため、よりデータ連携を進め、現場の負担軽減が促進されるよう、実際にデータ連携が行われていることを要件とした、より補助率が高い区分を設けたものである。具体的な考え方を例示するので参考にされたい。

		3/4 下限	1/2 下限
データ連携関係	標準仕様を実装した介護ソフトであること →カタログやベンダー作成資料で確認	○	
	同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っていること。 →連携の内容や連携を行っている事業所名の記載を確認	○	—
LIFE 対応関係	LIFE への協力の意思があること →計画書や意思を確認できる書面等で確認	○	
	LIFE への利用申請を行っていること →利用申請の受付はがきや、メールの記録等で確認	○	—
	GSV 連携の標準仕様を実装した介護ソフトであること →カタログやベンダー作成資料で確認	○	—

問 25 (R3 年度追加)

3/4 の補助率となる要件のうち、「データ連携関係」について、標準仕様の対象とならないサービス事業所・施設からの申請があった場合にどのように考えるか。

(答)

標準仕様は、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間でやり取りされる、ケアプラン第1表（居宅サービス計画書(1)）、第2表（居宅サービス計画書(2)）、第6表（サービス利用票）、第7表（サービス利用票別表）について、データ交換するための項目や書式、選択肢等を定めたものである。標準仕様の対象とならないサービス事業所・施設については、居宅介護支援事業所とのデータ連携が不要であり、施設サービス計画書等の施設ケアプランの作成・共有については、基本的要件である「転記不要（一気通貫）」として確認することが望ましいため、施設ケアプランの施設内共有のみをもって3/4の補助率とはならない。ただし、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）等、居宅サービス計画書に類する書類を居宅サービス事業所等とやり取りをしていて、データ連携によりさらなる転記不要（一気通貫）が図れることが、計画書から判断出来る場合は、3/4の補助率と判断して差し支えない。

(参考) 標準仕様で連携対象となるサービス種別

介護給付		予防給付		介護予防・日常生活支援総合事業	
サービス種別	連携対象	サービス種別	連携対象	サービス種別	連携対象
11 訪問介護	○			A1 訪問型サービス（みなの）	○
12 訪問入浴介護	○	62 介護予防訪問入浴介護	○	A2 訪問型サービス（独自の）	○
13 訪問看護（※定期巡回・随時対応型）	○	63 介護予防訪問看護	○	A3 訪問型サービス（独自の/定額）	○
14 訪問リハビリテーション	○	64 介護予防訪問リハビリテーション	○	A4 訪問型サービス（独自の/定額）	○
15 通所介護	○			A5 通所型サービス（みなの）	○
16 通所リハビリテーション	○	66 介護予防通所リハビリテーション	○	A6 通所型サービス（独自の）	○
17 福祉用具貸与	○	67 介護予防福祉用具貸与	○	A7 通所型サービス（独自の/定額）	○
21 短期入所生活介護	○	24 介護予防短期入所生活介護	○	A8 通所型サービス（独自の/定額）	○
22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○	25 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）	○		
23 短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○	26 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	○		
2A 短期入所療養介護（介護医療院）	○	28 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	○		
31 居宅療養管理指導	○	34 介護予防居宅療養管理指導	○		
71 居宅対応型訪問介護	○				
76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○				
72 認知症対応型通所介護	○	74 介護予防認知症対応型通所介護	○		
78 地域密着型通所介護	○				
73 小規模多機能型居宅介護	○	75 介護予防小規模多機能型居宅介護	○		
60 小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○	80 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○		
77 看護小規模多機能型居宅介護	○				
79 看護小規模多機能型居宅介護（短期利用）	○				
33 特定施設入居者生活介護	対象外	35 介護予防特定施設入居者生活介護	対象外		
27 特定施設入居者生活介護（短期利用）	○				
36 地域密着型特定施設入居者生活介護	対象外				
38 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	○				
32 認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外	37 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	対象外		
30 認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○	38 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	○		
41 特定福祉用具販売	対象外	44 特定介護予防福祉用具販売	対象外		
42 在宅改修	対象外	45 介護予防在宅改修	対象外		
51 介護福祉施設サービス	対象外				
52 介護保健施設サービス	対象外				
53 介護療養施設サービス	対象外				
54 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	対象外				
59 特定介護サービス等	対象外	59 特定介護サービス等	対象外		
81 市町村特別給付	対象外	81 市町村特別給付	対象外		
				A9 その他の生活支援サービス（配食/定額）	対象外
				AA その他の生活支援サービス（配食/定額）	対象外
				AB その他の生活支援サービス（見守り/定額）	対象外
				AC その他の生活支援サービス（見守り/定額）	対象外
				AD その他の生活支援サービス（その他/定額）	対象外
				AE その他の生活支援サービス（その他/定額）	対象外
				AF 介護予防ケアマネジメント	対象外
43 居宅介護支援	対象外	46 介護予防支援	対象外		

※標準外サービスも連携対象外

問 26 (R3 年度追加)

3/4 の補助率となる要件のうち、「データ連携関係」について、データ連携を行っている件数等、対象となるかどうかの判断基準をどう考えるか。

(答)

データ連携の方法は、介護ソフトベンダーが提供するクラウドサービスの利用、その他の既存のデータ連携基盤の利用等、複数の形態が想定できる。3/4 の補助率の対象になるかどうかの判断にあたっては、やり取りされるケアプランのうち、データ連携を実現する割合等、転記不要（一気通貫）をさらに促進させると合理的に判断できる指標を設定することが望ましい。具体的な指標については、地域の実態等を踏まえ、適宜設定していただき、計画書を精査する等により確認していただきたい。

問 27 (R3 年度追加)

3/4 の補助率となる要件のうち、「LIFE 対応関係」について、LIFE の活用が要件となる加算を算定できるサービスを提供する事業所のみが対象となるのか。

(答)

LIFE の活用が要件となる加算を算定できないサービス事業であっても、LIFE を用いてデータ提供を行い、フィードバックを活用した PDCA サイクルによるケアの質の向上に取り組むことは可能であり、加算の算定の有無に関わらず、LIFE を活用する全てのサービス事業所を対象として差し支えない。具体的な確認ポイントは、問 23 を参照されたい。

問 28 (R3 年度追加)

3/4 の補助率となる要件は、必ず設けなければならないのか。(1/2 の補助率のみの運用は可能か。)

(答)

本事業は、地域医療総合確保基金を活用したものであり、国が示す要綱を参考に、各自治体で具体的な運用方法を定めるものであり、自治体によっては、補助率の設定について財政当局との調整の課題もあると聞いている。一方、本事業は、ICT の導入を支援することにより、介護現場の負担軽減を促進するためのものであり、3/4 の補助率となる要件はそれを加速化するものと考えている。運用にあたっては、趣旨をご理解いただき、3/4 の補助率を設けることを基本とするようお願いする。

【導入効果報告】

問 29 (R3 年度追加)

事業所によっては、導入が年度末になってしまい、導入効果が十分見られない段階で導入効果報告をしているが、差し支えないか。

(答)

実際の導入時期は、都道府県の取扱いの違いや選定する介護ソフト、導入計画等によって異なることが予想される。導入効果としては 1～2 年程度使用して表出する場合もあるため、令和 2 年度の導入効果報告においては、令和元年度の支援事業所にも導入効果の報告にご協力いただくよう依頼しているところである。今年度の支援事業所に対しても、補助実施後の導入効果報告への協力を依頼いただくよう、お願いする。

